

CITY OF YOKOHAMA

盛土規制法の適用に伴う 墓地経営許可等における事前協議要綱の 一部改正について

～ 概要説明資料 ～

横浜市医療局生活衛生課

令和6年12月10日

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

1 事前協議とは

墓地等の経営許可等では、関係する部署と事前に必要な事項を協議する「事前協議」という手続があります。

■墓地等の経営許可の流れ



■関係する部署、法令、項目など

建築局	都市計画法、盛土規制法（旧宅造法）、開発調整条例など
みどり環境局	緑の環境をつくり育てる条例、農地法、緑条例、土壌汚染対策法、環境7法条例など
下水道河川局	排水施設等、遊水地、雨水流出抑制施設、水路の改廃
道路局	道路形態、道路設計協議、道路帰属
都市整備局	駐車場法
教育委員会事務局	文化財保護措置要綱など
⋮	⋮
⋮	⋮
⋮	⋮

2 墓地経営許可等における事前協議要綱とは

墓地等の経営許可等において、
関係法令との整合性を図り、許可事務の円滑な執行を図るため、
事前協議の流れや「配慮すべき施設整備基準」などを定めています。

本要綱が「行政指導指針」に当たるため、
このたび検討している一部改正について、ご意見を募集します。

3 検討している改正事項は次のとおりです。

① 宅地造成に関する規定の削除

宅地造成を伴う墓地の開発については、従来は開発調整条例が適用除外だったため、要綱に一定の規制の規定を設けていました。

改正後の開発調整条例が適用されることになり、要綱での規制が不要になるため、該当する部分を削除します。

② 文言修正

法令の名称の変更等を反映します。

① 宅地造成に関する規定の削除

宅造規制区域での宅地造成を伴う墓地開発が、
開発調整条例で規制されます。

要綱の宅地造成に関する規定※を
削除します。

※ 改正前の条例が適用除外になる宅地造成を伴う墓地
開発について、周辺環境との調和のため、施設の整備
基準を条例を引用して規定。

別表

事業種別	配慮すべき施設の整備基準
1 □開発行為（都市計画法第29条第1項第1号及び第5号から第11号までに規定する開発行為を除く。）	1 □開発事業区域が幅員4.5メートル未満の道路法（昭和27年法律第180号）による道路に接する場合には、その接する部分に沿って、当該道路の中心線からの水平距離が2.25メートル以上となる幅員を有する公共の用に有する空地を設け、道路状に整備を行うこと。 2 □横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設を設置すること。
2 □宅地造成工事規制区域における宅地造成（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う宅地造成及び市街化区域における500㎡未満の宅地造成を除く。）	1 □開発事業区域が幅員4.5メートル未満の道路法（昭和27年法律第180号）による道路に接する場合には、その接する部分に沿って、当該道路の中心線からの水平距離が2.25メートル以上となる幅員を有する公共の用に有する空地を設け、道路状に整備を行うこと。 2 □横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設を設置すること。 3 □下水の放流先の排出能力により横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第6号に規定する遊水池を設置すること。
3 □市街化調整区域における建築物の建築でその敷地面積が3,000㎡以上のもの（当該建築の用に供する目的で開発行為が行われたものを除く。）	1 □横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設を設置すること。 2 □横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第7号に規定する防火水槽を整備すること。

② 文言修正

ア 名称の変更

- ・ 宅地造成等規制法 → **宅地造成及び特定盛土等規制法**
- ・ 横浜市開発事業**等**の調整等に関する条例

イ 定義の変更

開発調整条例の引用部分に生じた文言の変更等を反映

開発調整条例第2条第2号ウ

市街化調整区域における建築物の建築でその敷地面積 (当該敷地が市街化調整区域と市街化区域とにわたる場合は、市街化調整区域内に存する部分の面積に限る。) が3,000㎡以上のもの(当該建築の用に供する目的で行う開発行為に伴う建築及び通常管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為を除く。)